

3. 1 3 年度補助に関する連絡事項

(1) 教材・資料等電子化の申請

従来、経常費補助金特別補助の教育・学習方法改善支援経費の中で補助対象として措置されていたが、13年度より同補助の情報化推進特別補助の「教育学術コンテンツ」に教育研究用ソフトウェア、教育学術情報データベース等の開発において措置されるとともに、「教育学術情報ネットワーク」でも措置されることになった。

(2) 学内LAN補助の申請

学内LAN補助の財産処分期限内に再度学内LANを構築する場合の留意点について文部科学省の意見を踏まえ、本協会が中心となり検討を行い、以下のようなガイドラインをとりまとめ、14年3月に加盟大学に情報連絡した。特に、止む得ず処分する場合には文部科学大臣の許可を得る必要があるが、処分せずに追加の形で補助金で構築する場合は、補助目的が異なる申請であれば補助金で構築することが可能であることを紹介した。

学内LAN装置補助申請の留意点

(1) 既にご承知の通り、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金の情報通信装置(学内LAN装置)補助は、採択された当初年度から工事で敷設した通信経路(通信接続機器は6年間)を9年間使用することを前提にしております。したがって、9年以内に何等かの理由で補助を受けた通信経路を新しい経路(例えば高速の光ファイバーなど)に変更する場合には、財産処分の期限が9年となっておりますので、学校法人の判断で撤去などの処分ができないことになっております。(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第14条」)

(2) 止むを得ず処分する場合には、以下のような基準で文部科学大臣の承認を得なければならないことになっております。補助期間内に財産処分が承認されるのは、

① 自己負担で移設する場合

(例えば、校舎の移転に伴い、補助金で敷設した通信経路等の財産を変更せずに自己負担で移設)

② 止む得ない事情によるもので、残余期間に相当する補助金を国に返還する場合

(例えば、7年目に教育研究活動の充実向上に伴い、残余期間2年に相

当する補助金を返還し、敷設した通信経路等の財産を処分)

- ③ 止む得ない事情によるもので、処分相当以上の財産を全額自己負担で整備する場合

(例えば、新校舎を建築するため、補助金で敷設した以上の学内LANを自己負担で整備し、補助金で敷設した旧校舎の学内LANを処分)に認められています。

(3)なお、財産処分するにしても、使用期間を無原則に9年以内とすることは補助金の効果および残余期間に伴う補助金の返還規模等から合理的ではありませんことから、少なくとも補助を受けてから6年程度を経ることが望まれます。因に残余期間に伴う補助金の返還は、利用期間の長さに応じて返還額が決定されますので、できるだけ6年程度利用されることを推めます。また、財産処分制限の期間は、当該学内LAN整備事業全体について一律に適用されるのではなく、構成する一つ一つの機器について個別に適用されます。取得価格が50万円未満のルータ等の付属機器については、財産処分制限の対象外となっておりますので、文部科学大臣の承認を得る必要はありません。

(4)他方、補助金による既存のLANを処分せずにそのまま活用しつつ、別途高速のLANを追加整備する場合には、自己負担で行う方法と補助金を申請する方法があります。別途に補助金の申請を行うには、既存のLANの利用目的と新たに申請するLANの利用目的が異なることは言うまでもありません。仮に、既存の補助事業によるLANと別途申請するLANの利用目的が同じですと、補助の対象となりませんので十分に利用目的を確認して下さい。その際、新たな学内LANを申請する理由としては、教育研究活動の改善計画の中でLANをどのように利用するのか、明確にすることが必要となります。

例えば、

- ① 教育研究活動を文字情報を中心とした情報交流から、音声動画を活用した情報交流に方針転換
 - ② カリキュラムの改定によるインターネット等による他大学等との遠隔授業等の実施
 - ③ Webベースド・トレーニングによる事前事後学習の徹底
 - ④ eラーニングによる生涯学習
 - ⑤ インターネット等によるテレビ会議方式の共同研究
- などが考えられます。

(5)また、教育研究活動の利用計画を点検できるようにするため、学内で次のような資料等を作成し、常備しておくことが望まれます。

- ① カリキュラム等の変更の内容・計画資料の作成

(例えば、音声動画を活用する授業科目の名称・教員氏名・シラバスと全授業科目の中での割合、遠隔授業の実施計画、Webベースドトレーニングによる授業科目の名称・教員氏名・シラバス、eラーニングによる生涯学習の実施計画、LANを活用した共同研究の名称・共同研究者の氏名などが明確になるような資料を常備)

② 大学又は学部学科における組織的な取り組みなどを表象する資料の作成

(例えば、理事会、教授会、委員会などにおけるLAN追加整備の検討状況を記載した議事録等)

(3) 財産処分制限期間の変更

買い取り補助の対象である電子計算機の処分制限期間が従来6年となっていたが、14年3月25日付で次の通り改定された。

○補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加したた財産の処分制限期間(抄)

(処分制限期間)

三 補助金等適正化法施行令第14条第1項第2号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

(昭和60年3月5日文部省告示第28号)

	財産の名称・構造等	処分制限期間(年)
(旧)	事務機器及び通信機器 電子計算機	6

↓

(平成14年3月25日文部省告示第53号)

	財産の名称・構造等	処分制限期間(年)
(新)	事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く。)	4
	その他のもの	5